

旅客船事業を営むみなさまへ

令和7年4月1日より 登録制度が開始されます

対象事業

対外旅客定期航路事業



国際航路等

人の運送をする 貨物定期航路事業



RORO船等

人の運送をする 不定期航路事業



海上タクシー等

※登録制度の開始に伴い、「人の運送をする貨物定期航路事業」は「貨客定期航路事業」に、「人の運送をする不定期航路事業」は「一般不定期航路事業」にそれぞれ名称が変更となります。

登録簿

登録事業者におかれましては、地方運輸局等において以下の情報を記載した**登録簿**を作成し、**インターネット等**で**公表**されることとなります。

- ・登録年月日及び登録番号
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域
- ・当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
- ・当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

登録申請

事業の届出制度から登録制度に改められることに伴い、既存の届出事業者におかれましては、**登録申請手続き**が必要となります。



国土交通省

登録申請について

既存届出事業者の登録申請

令和7年3月31日までに届出をされている既存事業者におかれましては、**令和9年3月31日までに**最寄りの地方運輸局等へ登録申請手続きが必要となります。

※早期の申請にご協力をお願いいたします。

令和7年4月1日
(登録申請受付開始)

【経過措置期間 2年間】

令和9年3月31日
(登録申請提出期限)

既存の届出事業者

登録申請書は**早めのご提出を!**

新規事業者
(経過措置なし)

登録申請

問い合わせ先



地方運輸局等
連絡先一覧

ご参考



国土交通省
特設ページ